

速 度 取 締 指 針

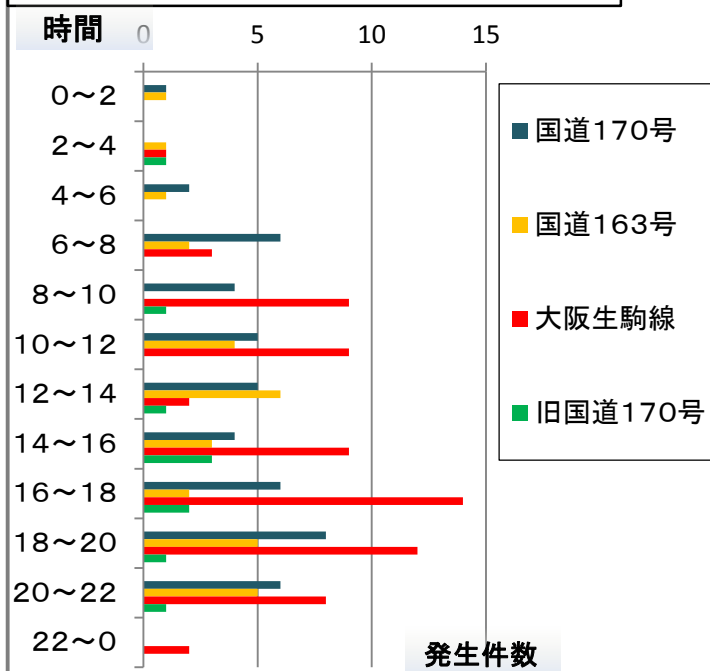
四 條 畷 警 察 署 の 速 度 取 締 重 点

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
大阪生駒線	10:00~18:00	阪奈道路 大阪府県境	50km/h

★ 重点以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

四條畷警察署管内における交通事故実態

主な路線別・時間帯別人身事故発生状況(平成27年1~6月末)



▼ 時間帯別で見ると、18~20時の薄暮時間帯における発生が最も多く、類型別では「交差点の出会い頭」事故が最も多く、以下、「追突」「右直」「車両単独」の順で事故が発生している。

▼ 路線別では大阪生駒線での発生が最も多く、16~18時が多発している。

幹線道路における速度取締り

速度超過がある交通事故は、速度超過がない交通事故に比べて死亡事故となる確率が約6倍となり、速度超過は死亡事故に繋がる危険な違反であることから、歩行者、自転車、運転者、同乗者に対する被害を軽減させるため速度取締りを実施し、車両の実勢走行速度の抑制を図る。

当署は、勾配とカーブが連続する阪奈道路(大阪生駒線)での重大事故の発生を防止するため、奈良県から大阪府に入る府県境付近において速度取締りを強化する他、国道163号、国道170号の重要幹線道路においても速度取締りを継続して実施している。

～平成27年7月31日現在～

- 本年、四條畷警察署管内では、**死亡事故が2件、国道170号と市道で発生**している。
- **国道170号の死亡事故は午前7時台、市道では午後9時台に発生**している。

その他の交通指導取締り要点

大阪生駒線においては、速度取締りのほか、信号無視や歩行者妨害の取締りを強化